

(案)

インセンティブの受取に係る覚書

全国健康保険協会宮城支部長 青柳 直志（以下「甲」という。）、〇〇 〇〇（以下「乙」という）は、甲乙間で締結した令和7年4月1日付「特定健康診査・特定保健指導委託契約書（以下「本体契約」という。）」に基づき、令和7年度「まちかど健診」における特定健診の受診を推進するため、次のとおり覚書を締結する。

第1条（総則）

乙は、甲の提示する「令和7年度「まちかど健診」にかかる健診推進経費を活用した取組について（インセンティブ）（募集要項）」に基づき、当該業務を信義に従い誠実に実施するものとする。

第2条（取組期間）

本覚書による事業の取組みは、令和7年度「まちかど健診」実施期間である令和7年10月1日から令和8年3月31日までとする。

第3条（インセンティブ支払額の算出等）

本覚書第2条に定める集団健診の実施件数が目標値を上回った場合に、上回った件数に700円（税込）を乗じ算出された額に消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づく消費税等額を乗じて算出された額を加算した額とする。

- 2 宮城支部が把握する昨年度予約件数を実施件数の目標値とし、別に定める。
- 3 支払対象件数に上限を設ける場合がある。
- 4 「まちかど健診」での特定健診実施件数が目標値に達しなかった場合においては、本覚書に基づく支払額は発生しないものとする。

第4条（報告）

乙は、甲が本体契約に定める月次ごとの提出日までに、オプション健診の健診結果データを含む実施結果報告書を甲へ報告する。報告された健診結果データ及び請求書等に不備があった場合は、乙は甲の指示に従い遅延なく再報告するものとする。

また、乙は令和8年1月～令和8年3月に実施した「まちかど健診」での特定健診実施件数を、甲に対し、健診実施後速やかに報告するとともに、受診者から提出のあった、「特定健康診査受診券（セット券）の写し」を提出すること。

第5条（結果の通知）

甲は、第4条で報告を受けた健診結果データ及び請求書、「特定健康診査受診券（セット券）」の写し等に基づき、健診実施件数の審査、確認を行うものとする。

(案)

2 甲は、前項の規定により審査、確認を行った結果について、速やかに乙へ通知するものとする。

第6条（インセンティブの請求等）

乙は、甲の定める所定手続きに従って、令和8年3月31日までに甲に対しインセンティブを請求することができる。なお、請求期日は別に定めることがある。

なお、乙が適格請求書発行事業者である場合は、適格請求書として請求することとし、消費税額は、税込請求金額の合計に対して10/110を乗じて算出した額（当該消費税額に五十銭未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数が生じたときは、これを一円に切り上げるものとする。）とする。

2 乙が請求できる金額は、第5条第2項で通知された結果に基づいて算出する。

3 甲は、乙の適正な支払請求書を受領した日から、原則30日以内にそのインセンティブを支払うものとする。

第7条（業務の履行）

乙は、業務の趣旨に従い誠実かつ善良なる管理者の注意をもって、業務を履行するものとする。

2 乙は、業務の履行にあたっては、当該業務に従事する者に適正な業務実施と個人情報の厳正な取り扱いを定め、委託業務の内容を十分に理解させ、指導及び監督をするものとする。

第8条（監督）

甲は、この覚書の履行に関し、乙に業務遂行上の不適切な行為がある場合には、甲の指定する者（以下「監督職員」という。）に乙の業務を監督させ、必要な指示を行わせることができる。

2 前項の場合、乙は監督職員の監督又は指示に従わなければならない。

第9条（本覚書の解除）

甲及び乙は自己の都合によって本覚書の解除を行う場合は、30日前までに文書による予告を行うことにより本覚書を解除することができる。

2 甲は、乙が次の各号の一に該当する時は、乙に対して何らかの予告なしに直ちに本覚書を解除することができる。

(1) 乙において業務の遂行につき不適切な行為があり、甲の業務に支障を及ぼすと認められるとき。

(2) 乙から本覚書の解除の申出があり、その理由が正当なとき。

(3) 乙が本覚書の契約の条項に違反したとき。

3 本覚書が解除された場合、本覚書も同時に解除されるものとする。

第10条（費用の相殺）

(案)

この本覚書により乙が甲に支払うべき金額があるときは、甲はこの金額と乙に支払う代金を相殺することができる。

第11条（支払の制限）

甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第6条に定める金額を支払わないことができる。また、支払いが完了している場合は、返還を求めることができる。

- (1) 本覚書に違反した場合
- (2) 虚偽の報告をした場合
- (3) 偽りその他不正の行為により対価の支払いを受けようとし、又は受けた場合

第12条（支払遅延利息）

甲の責めに帰す理由により第6条第3項の約定期限内に甲がインセンティブを支払わないときは、乙は、甲に対して約定期限の翌日から支払日までの日数に応じ、支払うべきインセンティブ金額に乙が甲に請求を行った日において効力を有する政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき、財務省告示で定める遅延利息の率（年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日の割合とする。）を乗じて計算した遅延利息（算出された額に100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額。また、算出された額が100円未満であるときは、その全額を切り捨てる。）の支払を請求することができる。ただし、約定期限に支払をしないことが天災地変等やむを得ない理由による場合は、当該理由の継続する期間を、遅延利息を支払う日数から減ずるものとする。

第13条（紛争又は疑義の解決方法）

この覚書について、甲乙間に紛争又は疑義が生じた場合には、必要に応じて甲乙協議のうえ解決するものとする。

2 本覚書の準拠法は日本法とし、本覚書に関する一切の紛争については仙台地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(案)

上記の覚書締結の証として、この証書2通を作成し、双方記名押印のうえ、本体契約書と共に各自1通を保管するものとする。

令和7年 月 日

甲 宮城県仙台市青葉区中央 4-4-19
アーバンネット仙台中央ビル 14 階
全国健康保険協会宮城支部
支部長 青柳 直志 印

乙 宮城県青葉区-----
〇〇
〇〇 〇〇 印

○覚書第3条第2項において別に定めることとしている事項

実施件数の目標値は以下のとおりとする。

健診機関名 〇〇

目標値 000 件